

乳幼児等医療費助成制度の改正についての Q&A（よくある質問）

1 改正内容について

Q1-1 所得制限が無くなり、中学生まで助成対象となると聞きましたが、いつからですか？

A1-1 帯広市の乳幼児等医療費助成制度は、令和 6（2024）年 4 月 1 日以降の診療分から、保護者の所得制限が無くなり、中学生までのお子さまが助成対象となります。

Q1-2 現在、中学校 3 年生の子どもがいるのですが、助成対象にはならないのでしょうか？

A1-2 今回の助成拡大は、令和 6 年 4 月 1 日時点において中学生までのお子さま（平成 21 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さま）が対象となるため、令和 6 年 4 月 1 日以降高校生のご年齢のお子さまは対象となりません。

Q1-3 現在、小学生の子どもに受給者証が出ていて入院でしか使えないのですが、何か助成内容に変更はあるのでしょうか？

A1-4 これまで小学生の課税世帯については、入院のみ助成（1 割自己負担）の対象でしたが、令和 6 年 4 月 1 日以降の診療分からは、通院についても助成（1 割自己負担）の対象となります。なお、令和 6 年 4 月 1 日以降も現在お持ちの受給者証はそのままお使いいただくことができます。

Q1-4 ひとり親の医療費助成は何か変わりますか？

A1-4 ひとり親家庭等医療費助成制度については、制度の変更はございません。

2 申請手続きについて

Q2-1 現在、保護者の所得制限により助成対象外となっていますが、何か手続きは必要でしょうか？

A2-1 以下の①または②の場合により変わります。

① 一度申請している方（令和 5 年 3 月 31 日までは対象とならない旨の通知が来た方）

⇒ 手続きは不要です。

令和 6 年 3 月頃に受給者証（令和 6 年 4 月 1 日以降有効のもの）を送付する予定です。

② 一度も申請していない方

⇒ 申請の手続きが必要です。

対象年齢のお子さまのいる世帯（基準日：令和 5 年 11 月 16 日時点）には、令和 5 年 12 月 11 日(月)に申請のご案内をお子さまの住所宛てにお送りします。

なお、基準日以降に新たに対象となる方で、申請がお済みでない方に対しては、上記発送日以降随時ご案内をお送りする予定です。

※上記①または②にあたるかは、対象のお子さま単位での申請の有無が基準となります。

（例：第 1 子が生まれた時には申請をしたが、その後、所得制限により助成対象となくなつたため、第 2 子が生まれた時には申請をしていない場合 ⇒ 第 1 子は①、第 2 子は②となります。）

※申請の要否についてご不明な場合は、帯広市こども課（0155-65-4160）までお問い合わせください。

Q2-2 現在、中学校 1 年生（または 2 年生）の子どもがいますが、何か手続きは必要でしょうか？

A2-2 申請の手続きが必要です。

対象年齢のお子さまのいる世帯（令和 5 年 11 月 16 日時点）には、令和 5 年 12 月 11 日(月)に申請のご案内を、お子さまの住所宛てにお送りします。

なお、基準日以降に新たに対象となる方で申請がお済みでない方に対しては、上記発送日以降随時ご案内をお送りする予定です。

Q2-3 現在、小学校 6 年生（令和 6 年 4 月 1 日から中学校に進学）の子どもがいて、受給者証を持っていますが、何か手続きは必要でしょうか？

A2-3 手続きは不要です。

現在お持ちの受給者証は令和 6 年 4 月以降も引き続き有効なものとなっております。

Q2-4 A2-1②またはA2-2で、申請の手続きが必要となる場合、どのように申請の手続きをすればよいでしょうか。

A2-4 令和 5 年 12 月以降にご案内する文書及び市ホームページ記載の方法によりご申請ください。

Q2-5 子どもと保護者の住所が異なる場合、申請の案内はどちらに送られますか？

A2-5 お子さまのご住所に送付予定です。

Q2-6 手続きが必要となりますが、申請の案内が届きません。

A2-6 対象のお子さまのいる世帯には、令和 5 年 12 月 11 日(月)以降に順次送付予定ですが、対象世帯の抽出時期等によりご案内をお送りできていない場合もございます。

令和 6 年 3 月以降においてもご案内が届かない場合には、帯広市こども課 (0155-65-4160) までお問合せください。

Q2-7 申請書記載の対象児童について、これまでも助成対象（小学生以下の年齢かつ保護者の所得が限度額未満）だったが手続きをしていなかった。この場合、令和 6 年 4 月 1 日より前の資格を付けてもらうことは可能か。

A2-7 可能です。

ただし、資格開始日の確認や別途必要書類が発生する場合がございますので、帯広市こども課窓口にてお手続きいただきますようお願いいたします。（ご来庁によるお手続きが難しい場合には、こども課 (0155-65-4160) までご連絡ください。）

Q2-8 申請書類（申請書・対象児童全員分の保険証の写し）を提出したが、手続きの完了の連絡・通知などは来るのでしょうか。

A2-8 郵送で提出された方については、令和 6 年 3 月下旬の受給者証の発送まで手続き完了に関するご連絡はございません。

窓口で提出された方については、受付時にお渡しした受付票をご確認ください。

なお、上記書類以外に必要な書類がある方・記載内容に確認事項がある方に対しては、別途ご連絡をさせていただく場合がございます

Q2-9 申請書類を提出した後に、「同意書」の提出に関する案内が来たが、どういうものか。

A2-9 審査において必要な保護者の所得情報等を、帯広市がマイナンバーによる情報連携によって照会を行うにあたって照会対象者から照会の同意を得るための「同意書」となります。ご案内が届いた方につきましては、必要事項を記入してご提出いただきますようお願いいたします。なお、「同意書」の提出に代えて、所得課税証明書の提出によることも可能です。（詳しくはお送りしているご案内をご確認ください。）

3 その他（これまでの手続きの変更点等）

Q3-1 これまで他市町村にいる保護者の所得課税証明書を毎年提出していましたが、提出は不要になりますか？

A3-1 原則不要となります。

所得制限は廃止されますが、助成内容の判定等により、保護者の方の所得情報等は引き続き審査にあたり必要となります。なお、令和 6 年 2 月以降（予定）においては、保護者の方の同意のもと、マイナンバーによる情報連携により所得情報等を帯広市にて確認できるため、この場合には証明書の提出は不要となります。（連携情報の不備等により証明書の提出が必要となる場合があります。）

Q3-2 転入時に必要であった保護者の所得課税証明書は、提出不要となりますか？

A3-2 同上。

Q3-3 これまで保護者の所得の申告をするよう案内されていたが、不要となりますか？

A3-3 引き続き毎年度の所得申告が必要となります

所得制限は廃止されますが、助成内容の判定等により、保護者の方の所得情報等は引き続き審査にあたり必要となります。